

三陸沿岸道路における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

岩手県公安委員会及び宮城県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、一般国道45号のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の国家公安委員会が指定する自動車専用道路（以下「三陸沿岸道路」という。）における交通の取締り等に関する岩手県警察及び宮城県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の職権行使について、次のとおり協定する。

令和3年3月3日

岩手県公安委員会  
委員長 高橋 真裕

宮城県公安委員会  
委員長 佐藤 勘三郎

（職権行使の区域）

第1条 協定県警察の警察官は、三陸沿岸道路における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通の取締り等に関する職権を行使することができる。

（1）岩手県警察 岩手県と宮城県との境界から宮城県内に50キロメートルまでの区域

（2）宮城県警察 宮城県と岩手県との境界から岩手県内に50キロメートルまでの区域

（交通法令違反事件の送致）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故事件に係るものを除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

（交通事故事件の送致）

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件が発生した場所を管轄する県警察が行うものとする。

（細目的事項の委任）

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

1 この協定は、令和3年3月6日から実施する。

2 道路交通法施行令第42条第1項に規定する自動車専用道路（通称三陸沿岸道路）における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成31年2月27日付け岩手県公安委員会及び宮城県公安委員会との協定）は、廃止する。